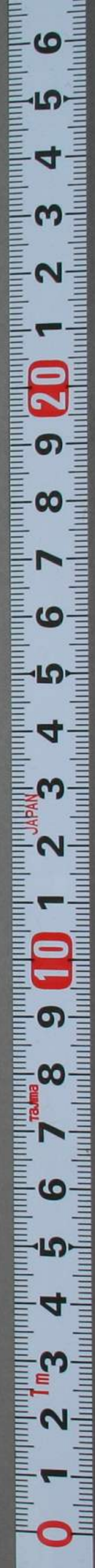


大日本國開闢由来記

卷四

2697
5



13
2697
5



日本國開闢由來記卷四

指漏漁者 編

第六

掖庭を權原は地を開て八紘成る宇と云り

備神豫宮處を下り御裳濯川の流清

已未年春三月七日天皇命を下りて曰朕東征してより茲六年。皇天皇
祖の威を頼りて兇徒盡く就戮と雖邊土いまだ清らざる。餘妖尚梗。これ
中洲の地なる。復風塵あり。然らば宜く皇都を恢廓す。大壯を規模べし
時節もよくしむるも。運は此屯蒙の属。民心樸素より僻遠の地に至る。巢に
棲穴を住りしものも有る。常の習俗とならざる。され大人の制を立ること。必時
隨ふ。苟も民を利はざる。何ぞ聖の造ら妨げん。然らば將小山林を披拂し宮室



を經營す。恭で寶位小臨す。以て元々を鎮上六乾靈社國を授けし
徳小答ひ。下ハ皇孫の正と養ふ心を私め。然る後六合を兼て以て都を
開。八紘出掩て宇と為べきこと。亦可らむや。かの畝傍山の東南なる
檀原の地を觀ま。蓋此國の壤區なるべし。然らば此地に就て都を治る
と勅にりて。是月より有司小命て。帝宅を經始させしむひけり。
是今の大和國葛上郡柏原村の地なり。畝傍山。高市郡畦樋村の上方
あり。庚申年秋八月十六日。天皇當に正妃を立ん。一ひて廣く華
胄を求。す。時。事代主の神。三島の溝極耳の神の女王櫛媛會
生。ことろの女。其號を媛踏鞴五十鈴媛命といふ。是國之色之秀者ありと
諸人の奏る。九月廿四日。六の媛踏鞴五十鈴媛命を納。以て正妃とな

辛酉年春正月朔日。天皇此檀原の宮に於て。帝位小即
其式。天富命。諸忌部を率て三種の神器を捧。正殿小安奉。天種子命
神代の古事。天の神壽詞を奏す。宇摩志麻治命。内物部を率。植矛を
豎。殿々威儀と。整。道臣命。来目部を帥。仗を帶。宮門を衛護。其
開闔を掌。四方の國人を。天位乃貴。み。を觀せ。允。率土乃民
を。朝廷の重。を思。時。皇子大夫。臣連伴造國造を率。賀
正朝拜。奉。了。即位踐祚の大禮を始。正月の拜賀。年中の儀式。皆
皆。この辛酉の歲より始。上古。臣を。天身。殊。權威
ある。官人の稱。連。それ。次の。臣の姓。皇別。賜。連の姓。神別。賜。
國造。其國は上。其國を治。人。伴造。其各部。司。を。し。

稱^よらう。此外^{このほか}真人^{まこと}朝臣^{あそみ}も^ら。皆^{みな}この姓^{せい}も。源平藤橘^{げんへいふじつたち}も^らの稱^よと氏^{うぢ}といふ。我邦^{わがくに}
子^こ姓氏^{せいし}といふ稱^よと唐土^{たうど}といふ姓氏^{せいし}といふ大^{おほ}異^いも^ら。いふ^らを混^ます^らと誤^{あや}ら^しく^も。仍^{なほ}て
此^{この}歳^{とし}と天皇^{てんかう}の元年^{げんねん}も。正妃^{せいひ}と尊^{たう}ん^ん皇后^{こう后}も^ら。皇子^{こうし}神井^{かみい}命^{のみこと}と神渟^{かみづ}名^な川^{がわ}
耳^{みみ}命^{のみこと}も生^なま^らす。初^{はつ}天皇^{てんかう}天基^{てんき}と草創^{そうそう}す^ら。時^{とき}中^{ちゆう}道臣^{だうしん}命^{のみこと}才^{さい}覺^{かく}を以^{もつ}て大^{おほ}
来^{きた}目^め部^ぶを率^{りつ}て。密策^{みつさく}と兼^{かね}奉^{ほう}て。諷歌^{ふうか}を以^{もつ}て。其^{その}言^{ことば}と顛倒^{てんたう}す。敵^{てき}の方^{かた}知^し
り^らず^ら。や^らら^し。これ^{これ}を欺^{あや}す^ら。我^{わが}軍^{ぐん}士^しを令^{しん}を傳^{でん}へ^ん。為^なす^ら諷歌^{ふうか}。これ^{これ}を倒語^{たうご}といひて。
こ^この^{この}よ^よう^うに。亂賊^{らんさく}の妖氣^{ようき}と掃蕩^{そうたう}す。治平^{ちへい}を致^{いた}す^ら。古^こ今^{こん}集^{しゆ}の序^{しよ}。一^{いっ}ま^まに^にて^て
り^ら。大^{おほ}の諷歌^{ふうか}も^ら。その事^{こと}を露^ろ言^{ごん}と物^{もの}寄^よ副^ふの喩^よといひ。倒語^{たうご}といひ。萬葉集^{まんやふしゆ}の
歌^{うた}。枉語^{かうご}。逆言^{さかご}。隱口^{いんくち}の泊瀬^{はくせ}の山^{やま}。廬^いと^と詠^よ。この逆言^{さかご}といひて。これ^{これ}も^も
假令^{かりまじ}に進^{しん}退^{たい}す。性^{せい}を還^{かへ}といひ。此^{この}類^{るい}も^ら。天^{てん}成^{じやう}二年^に春^{はる}二月^に二^に日^に。天^{てん}皇^{かう}功^{こう}を定^{さだ}め

賞^{しょう}を行^{おこな}ふ。道臣^{だうしん}命^{のみこと}宅^{たく}地^ちを築^{つく}。阪^{はん}の邑^{むら}。賜^{たま}へ^ん。寔^{じつ}異^いも^ら。この築^{つく}。阪^{はん}の邑^{むら}。
高^{たか}市^し郡^{ぐん}の牟^む佐^さの桃^{もも}花^{はな}鳥^{とり}阪^{はん}の地^ちも^ら。や^や大^{おほ}来^{きた}目^めを畝^{あし}傍^{はう}山^{さん}の西^{せい}の久^く米^{まい}川^{がわ}の辺^への地^ちも
居^{すま}す。い^いれ^れ高^{たか}市^し郡^{ぐん}の内^{うち}も^ら。珍^{めづ}産^{さん}を倭^{やまと}の國^{くに}造^{ぞう}も^ら。この倭^{やまと}といひ。城^{しろ}下^{かみ}郡^{ぐん}大^{おほ}
和^わの地^ちも^ら。これ^{これ}を大^{おほ}倭^{やまと}箇^こ國^{こくに}の事^{こと}といひ。身^み狛^わ。猛^{まう}田^{でん}邑^{むら}を賜^{たま}へ^ん。猛^{まう}田^{でん}の縣^{けん}主^{しゆ}
と^とま^まを縣^{けん}主^{しゆ}といひ。國^{くに}々^々を^をつ^つ縣^{けん}を掌^てす^ら者^{もの}の號^{なづ}も^ら。其^{その}職^{しやく}を子^こ孫^{そん}世^{せい}々^々傳^{でん}す^ら。
や^やが^が姓^{せい}と^とま^まを^をつ^つ。弟^{あに}狛^わ。菟^う田^{でん}主^{しゆ}水^{みづ}が速^{はや}祖^そも^ら。弟^{あに}磯^{いそ}城^{じやう}名^なを黑^{くろ}速^{はや}といひ。磯^{いそ}
磯^{いそ}城^{じやう}の縣^{けん}主^{しゆ}も。劔^{けん}根^{こん}命^{のみこと}も葛^{くわ}城^{じやう}の國^{くに}造^{ぞう}も^ら。葛^{くわ}城^{じやう}の直^{ちやく}祖^そも^ら。頭^{あたま}八^{はち}咫^ち鳥^{とり}なる建^た
角^{かく}見^{けん}命^{のみこと}も亦^{また}褒^{ほう}賞^{しょう}を預^{あづ}か^かす。其^{その}中^{なかつ}田^{でん}高^{かう}即^{すなは}ち葛^{くわ}野^のの王^{おう}殿^{でん}の縣^{けん}主^{しゆ}部^ぶ是^{こゝ}も^ら。甲^か子^し四年^{にん}春^{はる}二^に月^に
廿^に三^{じゆ}日^に。詔^{みことば}す。曰^{いは}。我^{わが}皇^{かう}天^{てん}二^に祖^その靈^{たま}天^{てん}より降^{くだ}りて。朕^{みづか}が躬^{みづか}を光^{あき}助^{すけ}す。故^{ゆゑ}に赫^{しやく}靈^{れい}劍^{けん}を瑞^{すい}
以^{もつ}て。靈^{たま}異^いも^ら。蒙^{まう}す。諸^{しよ}虜^{らふ}を平^{へい}治^ちす。こ^こを^を得^えて。海^{うみ}内^{うち}事^{こと}も^ら。宜^{よろ}く天^{てん}の神^{かみ}を郊^{かう}祀^{まつ}す。以^{もつ}て

大孝と申べきものありとて。乃靈時を鳥見の山中に立其地を歸す。上小野の榛原下
小野の榛原といふ。用て皇祖天神を祭る。榛原八畝傍の坤の方一里許あり。宇
陀郡小属上を南味といひ。下を萩原といふ。辛卯三十年夏四月朔。皇輿巡幸て。葛
上郡腋上の隙間の丘に登り。國状を廻望まひて。曰。好哉國之獲矣。内木綿の真逆國
と雖。猶蜻蛉の醫咄せむが如し。とのまひより。始。秋津洲の驛り。此虛木綿の真逆國
といひ。野菟の内の虚さるる。狭小き國さるといひ。真逆といひ。冠せむ。發語あり。
蜻蛉の醫咄といふ。東方羽を。醫咄といふ。醫尾を。曲水と咄さる。この國の青山の廻り。尾
乃曲るること。その象に似たりと。譬のまじり。この東方羽といひ。秋津洲の
名起るといひ。傳する然も。この秋津洲といふ。大和國の地名より。天下を綜
つる名に。いづれ。いづれ。廣き天下の形状。無間の丘より。一目を。ゆき。いづれ。

殊に至り狭き。このまじり。大和一國と。このまじり。名を。秋津洲と
いふ。大和國內の地名より。山邊郡倭郷より。始まる名といひ。このまじり。一國の名に。
いは郷の名に。後。倭大國御魂の神の鎮坐より。その郷も倭といひ。今
乃世は伊勢の國內にも。大御神の宮の乃里より。殊に伊勢といひ。同心を。なれ
と。宗神天皇の御世に。神璽の神地と。穴磯邑に。定め。大市長岡岬に。祠と。いひ。倭
の名に。えぬ。於彦を。倭の國造と。いひ。大倭直の祖。長市宿禰。淳名城雅
姫命に。代り。大神を。祭り。いひ。長尾市宿禰。於彦の。由。裔。なれ。子孫の
職。始祖。も。遡り。語傳する。に。記され。る。昔伊弉諾命。此國を
見て。日本。四海。安寧。浦安の國。軍器備足。細支千足の國。四方。小海。環
して。青山。圍繞。堅固。このまじり。城郭の如く。異域。殊絶。礮輪。上秀。具と

神武天皇
無間乃
丘小登丁
國形を
眺望
大の山處



秀出する國ありとの事なり。又大己貴天神之を以て此邦を神靈の擁護す。玉
牆の内を國ありと評す。饒速日命の天の磐舟に乗る。天虚を翔行太虚より
此邦を睥視す。虚空見日本國。他國を勝る善國とす。河内の味峯に天降り。此
實小全世界中に於て。比類多し天賦の上國なり。後來に至る。四方の蠻夷盡く我
帝順采るんこと。祈年祭祀詞いふ如きこと。神の豫定もももいふこと也。此
基業を闢する由來を觀る。その必然なる所以なり。壬寅四二
年春正月三日。皇太子神渟名川耳命を幸る。皇太子とす。丙子七十六年三月十日。
天皇檀原の宮小崩御す。御年百三十七歳。明年丁丑秋九月十二日。畝傍山の東北白
檀の尾上の御陵に葬奉る。尾上と山岨の尾乃如きもの上をいふ。今畝傍山東北の岨小
御陵山と呼ぶ。墳然と隆起。必此處なり。神渟名川耳命。神日本磐余彦天皇

の第三子也。母も媛蹈鞰五十鈴也。皇子風姿峻嶮。雄拔氣。壯
及了容貌魁偉。武藝人小過。志尚沈毅。四十八歳の御時。神日本磐
余彦天皇崩御す。時。神渟名川耳命。孝性純深。慕
慕と已。特に御心を哀葬の事に留る。庶兄手研耳命
行年已長。久と朝機を歷る。故一切の事を委す。之を觀せ
め。壬申元年春正月八日。天皇の位を即す。葛城小都
山れと高丘の宮とす。綏靖天皇と稱奉る。それより安寧天皇。懿德天
皇。孝昭天皇。孝安天皇。孝靈天皇。孝元天皇。開化天皇。ハ
御世を歴る。第十代崇神天皇と稱奉る。御名を御間
城入彦五十瓊殖天皇と稱奉る。この天皇識性聰敏。幼雅。雄略

壯たけなきあつつてて。寛博かんぱく謹慎きんけんく。神祇しんぎを崇重あやうくく。恒つねも天業あまのわざを經綸きやうりんと
かかのの御志みこころにに。神武天皇都じんぶてんかうも大和國やまとのくにに定さだまま。時とき天照大御神あまてらすおほみかみの
御製みま龜八咫鏡かめやみ及及び叢雲むらぐもの神劍しんけんを大殿おほのみやに安置あんじし。林はやしを同おなくくて坐ますす。
中なかつ進雄命しんゆうのみこと乃すなはち御裔みそと孫まご日本大國魂神やまとおほくにたまひを配祭あはますす。其神そのかみの勢いきほひ
も畏おそれれ共とも住すままんんとと安やすくく。思おもひひ石凝姥神いしがらみのあばの裔ちまひ天目一神あまめいちのかみ
の裔ちまひ二氏ふたうぢとと更さらに鏡かがみと劍つるぎをを摸もつつてて造つくららせせ。御身みみの護まもりり
たたままひひ。天上あめのみちより齋いひすす。鏡かがみと劍つるぎをを豐とよ鍬くわ入媛命とよくわいりひめのみことに託たくすす。倭やまと乃すなはち笠
縫かさぬいの邑むら磯堅城いそかた神籬かみかきを立たてて。祭祀まつりすす。日本大國魂神やまとおほくにたまひを湍たぎ名な城しろ
入姫命いりひめのみことに託たくすす。祭まつりり乃すなはち髪かみ落おち體てい瘦弱しゆじやく了しま。祭まつりり能あたりりて
大倭直おほやまとのちか分わか祖す長尾市宿禰ながおしすくねを神主かみぬしととしし。祀まつりり乃すなはち大國魂神やまとおほくにたまひの神かみハ

永なが久ひさ六年ごくねん二月九日にがつくにち。俄いに火災くわい起おこりり。寶殿たからどの三字さんじ并ならびに御神みかみ躰た燒やけけ。
ちち。乃すなはち國くにを瓊あまの々々葦あし牟む子こ奉ほうずず。神かみの昇のぼりり。
乃すなはち人智ひとちを以もつて測知そくちすす。此こゝ天皇御年あまの
百六十八歲ひゃくろっはちさい。御位みゐ在ありり。六十五年むそごごねんにに。兩御ふたみ。
目入めい彦ひこ五十狹いそ第よ天皇御位あまの子こ即すなはちち。垂たりり。仁に天皇あまのと稱なづすす。乃すなはち天皇あまの
生なまま。岐嶽きがく容ゆる姿すがたをを壯たけなきき。倭やまと乃すなはち倭やまと。倭やまと乃すなはち倭やまと。倭やまと乃すなはち倭やまと。
卒ひ性せい真まに任まかすす。矯たか飾かざすす。二十五年にじゅうごねん春はる二月八日にがつやち。阿部臣あべのの遠祖せんぞ武
渟たけな川がは別わか和珥臣わにのの遠祖せんぞ。疾はや國くに菴あま。中臣連なかつの遠祖せんぞ大鹿島物部連おほしかじまものべの遠祖せんぞ十
千根ちぢ。大伴連おほの遠祖せんぞ。武日等むぢのの五大夫いほ。詔みことすす。曰いは。我先わが皇みかど御間城みまの入い。彦ひこ五十瓊いそ
殖う天皇あまの。惟ただ歡よろこ作な聖せい。欽あき明あき聰あき達たつ謙けん退ひ。卑ひ損しん。志こころ懷な沖な。退ひ。機は衡へい。綱つな。總すべ。

ひつ。神祇を礼祭する。己の剋躬を勤了。日一日を慎みしむ。人民富足了。天下太平あり。今朕世に當り。神祇を祭ら。豈念くを得んや。詔たり。同日に天照大神を豊耜入姫命を離て。倭姫命を託す。大神の鎮坐の處を求む。倭姫命を菟田の彼幡小到る。還て近江の國を東の方美濃を廻り。伊勢國に到る。時。稜田彦の神の苗裔太田命參會す。倭姫命此太田命に遇。汝が伊勢國の内。善宮居の地ありや。問たり。曰。折釧宇遲り五十鈴の川上。これ日本國の中に。殊に勝る靈地あり。其處に靈物を得。太刀鉾と金鈴あり。其光耀して尋常の物あり。唯この豊葦原乃瑞穂國の内。伊勢の風早の國を美宮處

と見定まら。天上より投降する物あり。然るに其時を待て。獻んと念く。彼處に禮祭申す。といひ。これを倭姫命の處に到り。覽たまひ。小果。太田命が白く。大に喜ぶ。速に天皇小言上。己二十六年冬十月。天照大神を度會の五十鈴の川上に遷奉す。是に於て倭姫命。大幡主の神物部の十友諸人小命。五十鈴の原の荒草木根を刈掃ひ。大石小石を造平げ。遠山近山の大峽に立並ぶ樹木を伐採す。宮殿を造営す。天照大神の荒魂和魂の宮と鎮坐奉る。伊勢國の海沿の地。重波の歸る國あり。偏傍する閑寂なる善地あり。五十鈴川のまはれ名を御裳濯川といふ。倭姫命の御裳の商長く。濁るを土を汚るを洗ふ。か

呼しき。倭姫命その齡七百歳餘ふりてさきひといふ。始天上より預
幽契を結び、衢神先此地小降く待奉り。其苗裔太田命小至り、偶倭姫
命告て。宮處を此地に定り。永く國家の鎮護とありてさきひく。天壤と與
小窮もき宝祚を照臨たりてさきひく。由來明瞭より。且靈異より
あらしむるは也

第七 景行西に顧み専力を驅除平定すと禪し

小曼賊を刺し徳を日本武尊の名に表せ

活目入彦五十狹茅天皇を。垂仁天皇と稱。御宇こと九十九年。御年百五十
三歳。小く崩御したり。皇子大足彦忍代別天皇位。小即し。さきひく。
まを景行天皇と稱奉り。播磨の稻日の大郎姫を立り皇后とあり。

雙生小二男を産り。第一を大碓皇子とひ。第二を小碓尊とひ。此小碓尊を
後小日本武尊と稱奉り。皇孫を應神天皇と稱奉り。此御系の世々日嗣乃
皇位を受く。當今の主上に至る。連綿し絶きせず。其功績の
殊小優き。徳沢の普く世小光被り。是厚故ある。今。小
二皇子の雙生に産出。さきひく。天皇これ碓子語。さきひく。御
名を大碓小碓と稱。さきひく。夫と歎き。小説をせむ。皆これぞと
かひ。今にあり。何の故も決り。さきひく。小
碓皇子のまの御名を。日本童男と稱。幼く雄略大度より。
年長く。容貌魁偉。身の長一丈。衆人小勝。さきひく。力あり。さきひく。この
天皇の御子前後并り。八十二の御子。さきひく。小碓皇子。稚足彦

皇子五百城入彦皇子の外七十餘子ハ皆国郡を封て悉國々の国造
す。六別。稻置。縣主を賜て其国小如し。故に諸國乃別
等に。別別王の苗裔多し。を命て皇子の後裔を其の君某の別
と稱。各その領地小居住。願威稜り。京師ハ出て奉仕する。これ
ちりりたる。壬子十二年。日向の熊襲及く朝貢をさす。これ
小より。八月十五日。天皇統紫。小幸。九月五日。周防の国の佐波郡
佐波小到たる。南乃方を眺望する。烟氣多起。必兇賊の多
し。其處小住居する者あり。此處小留する。先
多の巨祖。武諸木。國前臣の祖。菟名手。物部君の祖。夏花を遣て。其狀
を察せし。先。爰小神夏磯媛。女子り。此國小魁師く

その徒衆甚多。此女子。天皇の御使到めると。聆。磯津山の
賢木を抜く。上乃枝ハ握の剣を掛。中の枝もハ咫鏡を挂。下枝
にもハ尺瓊を挂。素幡を船の舳。樹降参の狀を表。参向
啓て。曰。願多臣が地ハ兵を下。我ハ属類の中ハ決。皇命
小達背。今。悉皆歸德奉。此小残賊者。鼻垂。安。名彌を假呼。山谷小響聚
菟狹の川上小屯結。二。耳垂。殘賊貪婪。屢入民を掠。御
木の川上小住居。二。麻剥。潜小徒黨。聚。高羽の川上小屯居。四。土折
折。緑野乃川上小棲。山河の險を恃。多々人民乃
貨を掠。四賊の據。皆要害の地。衆の眷属を領。

各一處の長とちりて。威福を擅し。何れも皇命に従奉らざるものあり。御征伐にたすむるに。武諸木等ハ此言を聽て。天皇に奏し。それくふんを撃んと。先麻剝の徒我誘く。これ亦赤衣禪。及種々の珍器を賜ふ。其餘の三を爲し。その賊どもは。性貪婪。心甚るりのある故。其奇貨を得る戎利と。悉己が衆を率て。参來す。其心より。歸順奉る者。少く。預察する。と。皆捕りて殺戮す。それより。天皇を筑紫小行幸し。豊前國の長峽縣不到す。行宮を興ふ。留坐す。主人其處をきく。京と號し。今も豊前國小京都郡といふ名の残る。然を此稱し。天照大御神の都と。取らる。

あつて。のり。全く我邦の古典を讀こ。疎漏し。國家開闢の由来を知む。唯唐土異域の例を以て。これを説の過失あり。冬十月。碩田國不到す。今も豊後國大分郡。其地形廣大。飛ら。因り碩田と號し。速見乃邑に女人あり。速津媛といふ。一處乃長ろ。天皇の車駕到ぬと聞て。自之を迎。此山も大なる石窟あり。土人呼ぶ鼠の石屋といふ。其處も二人の土蜘蛛と字號。兇賊の住居するが。其一を青と呼。一を白と云。直入縣の祢疑野。三人の土蜘蛛と字號のり。一を打援といひ。一を八田といひ。一を國摩侶といふ。この五人。いづれも強力陰悍。従類多きを恃。皇命に従ふ意なく。あさゆのどもを。たも強く呼。必兵を興。距奉んと。

景行天皇
皇孫
栢原野
石
七
處



卷四



十一



海石榴の根を
人ごたにゆら
土蜘蛛の石を
くま前
退治する處

とてと申されば。天皇これを聴けりて悪たふひく必悉これと誅
戮んと欲けしむ。安小進行とて成りしる。直入縣の来田見の邑
に留權子官室を造りて居群臣とこれを伐平んことを謀りし。海
石榴の大木乃りしを切倒し大槌を數多造せ。猛平の力にのりて
竹簡を以て手と持せし。鼠石窟子赴き山を穿草を排し土蜘蛛
等の住る石室を撃摧し之を破。鑿まじありし。時人その海石榴推
を造る處を呼ぶ。海石榴市といひ。兇賊を鑿ふし。邊の田を血田
と呼ぶ。地の名といひありし。乃り海石榴市。今乃大野郡の南
乃方にあり。血田といひ。海石榴市小並邊をいひ。皇軍はそれ
を先打後を伐んとす。徑小祢疑山を度し。賊虜は小高き山

の樹立繁る處小潛隠し。官軍の進行道を遮り横矢を雨乃如く小射出
たりし。城原の方歸り水上より兵と勅し。先八田乃賊を祢疑野小
撃つ之を破り。打後國摩侶等ハ官軍の勢と視て敵難く思われ
服従奉んと請ふ。皆人民の害とる。登り者たれ其す小助が
しと。聽し。自洞谷小投り死め者も多し。盡退治し。初天皇將小賊を討んとむ。拍峽大野とて。拍樹の多生
する地。今豊後国直入郡拍原郷とて。處小次宿。其六野。石
の長六尺廣三尺厚一尺五寸をり。天皇神代の昔素盞鳴尊
乃熊成峯小登り。拍占をちり。たまひし。ことを思出。此石乃
對し祈り。數多の賊虜を滅し。得。今この石

と蹶くと。拍葉乃如くやして舉らんと誓ふまひて御足を舉て蹶
まひたまはば。その石忽跳出て大虚の上より。それより其石を踏石とぞいひたる。
萬葉集の歌。杖策も衝ぎも行く夕衢問ふ。石トゆへに吾宿不
御諸を立ち枕辺。齋戸を居とよえ。石トの類もいれらより出
まへん。いづもいれわらる大石を蹴擧げたり。御威徳
とひ。不思議多う。天皇まざりけり。十一月日向國小到り。行宮を起
て。これ子居たり。是を高屋邑といひ。高屋今ハ肝屬郡ヲ属
薩摩國阿多郡小も。やうと鷹屋といひ。處たり。十二月五日天皇熊襲を
討たる。これを評議したまひ。群卿小詔られ。朕彼熊襲
が国小尊鹿父。進鹿父といひ。是兩人ハ熊襲の巨帥小。衆類

甚多し。強力切戻これと熊襲ハ八十梟帥といひ。其鋒當
たりと聴り。然らば少兵と以てこれを征んとせ。卒小滅すと能
まうと多しの師を動と。衆を麾下の人を損ひ。百姓の害とまへ。如何
を。鋒刃の威力を假を。坐を。これを平人と。庶幾たりとの
まう。其時諸卿の中より一人進出。天皇小啓奉る。熊襲梟帥
二人の女あり。姉を市乾鹿父といひ。妹を市鹿父といひ。いづも容貌美之心
武よりと聴り。いづも此二人の女子重幣を與ふ。其心を動し。め
搦る。麾下小納り。彼等を挑撥。其消息を踪。不意小出。之を撃。及び
血ぬ。必之を征と。得ん。天皇実ゆ。思ひ。竊
子人を使。其二女小。種々乃悦慾。物も多。與欺。召寄。ひ。

天皇先その姉市乾鹿父と幸。陽々電愛をなす。事の由を問う。市乾鹿父忽心惑て。竊に天皇を奏て曰。父熊襲が服奉らざるを。怒よ。と云ふ。幸一の良謀のをもむ。二人の兵卒を己に従て。吾を家小飯を令。妻必父熊襲を誑く。これを兵卒小殺し。免ん。こと目前多るべし。といひ。天皇其志を憎と思ふ。試み。其父の言を任る。市乾鹿父を遣され。己が家子婦辭を巧む。其父。後酒肴を設て。飲め。遂に酩酊。熱味。あつを覗ひ。父が刀を奪。弓の弦を断て。後。潜小出。兵士をその室小導。入。殺せ。天皇その事を詳小聴。不孝の甚きと大に。立地。市乾鹿父を誅す。弟市鹿父を誅す。やがて。肥國の

肥直神八井耳の後。國造賜たり。十三年夏五月。つ。悉襲。國を平げ。高屋宮に居。六年。十八年春三月。京師。出。筑紫國を巡狩。今の肥後國の葦北郡の葦北。御船を發。八代郡乃火邑に到。日没夜冥。著る。岸の辨難。時。海上遙火乃光の。天皇披抄。者。詔。火光を追。船を遣。果。岸。着。得。天皇。火光の住。處を問。八代縣豊村。を答奉。火。誰。燃。火。問。海上。出。火。主。答申。火の國と名づけ。萬葉集の歌。知。火の。筑紫。主。知。火。此。名。傳。火國。後。

分りて肥前肥後とあり。六月今の肥前の高来郡より肥後の王名郡
王杵名邑に到りて其處の穴賊津頼を征つて殺す。筑紫の道後國の御木とて地を留居し高田より行宮とす。
十九年の秋九月天皇日向より京師小還幸す。其れより十九年
歷二十七年に至る。熊襲が残黨より反奉り邊境を侵め止む。残
聽りてその歳乃冬十月十三日日本武尊小命より熊襲を撃つ。め
す。尊時小御年十六歳あり。日本武尊は父天皇の命を受く。善
射者を得て俱に行つて人を求む。美濃國に善射者あり。
饒速日命の後裔なる尾張の弟丹連とて者を得る。石占横立
及尾張の田子の稻置乳進の稻置等を卒す。十二月熊襲の國不到

地の險易を察敵の消息を伺ふ。熊襲の族の中石鹿文とい
く魁師あり。川の上小住居とて以て川上の梟帥とす。此者の家小親
族を集り酒宴を催し其邊の童女を多く召會ふ。行觴者ありとて聽
了。御髪を解く童女の姿あり。劍を袖の中隠し。其家小入る。童女の中
立交る在り。川上梟帥の容姿の殊に勝り美麗き小感賞。杯を擧げ酒を
飲。醉り乘り手と携。戲弄興。折を視。躡捷小勒拘。隱佩。力
出。刺。將小殺んとす。川上梟帥。其驍勇大力。推伏られ。此も
身を動揺得ず。息の下り且吾を殺す。言を聽く。君如何。日本武尊答ふ。吾は是足彦天皇の子。名を日本童
男といふ。梟帥。已梟帥。力強。此國中。吾威力小對遇



その一人と云ふに、然るを今皇子に推伏らば、此も身を動搖得
ざる勇猛大力の人不遇と云ふ。恐らく此日本國中に君が勇威及及びのいよもあ
るべし。是を以て己が賤陋より尊稱を奉んことを願ふ。今より以後日本武尊と
稱奉ると言訖して死す。これより此尊を日本武尊と稱奉らる。然る
後弟彦尊を遣はし、悉其黨類を斬せしむ。餘唯一人あり。海路より倭國に
還らんとす。今の備後國安那郡の穴海を渡りしむ。其處小穴賊ありと
聴し、討て難波に到りしむ。西成郡西里村の栢濟小居る刳師を誅
す。京師に還らる。二十八年春二月朔、日本武尊ハ熊襲を平げ、扶
天皇ハ奏して曰。臣、天皇の神靈ヲ頼兵ヲ擧、頓ハ熊襲ヲ剋帥ヲ誅、
悉其國ヲ平げ、西州既小謐、百姓無事。唯吉備の穴濟の草寇及難波栢

濟の悍賊皆害心を逞く、行路の人々を苦め、人民を悩ます。聽、歸路ハ其處
小往、盡く殺殫、趣々告、海陸の路を開きしむ。これを詳し啓ししむ。
天皇ハ御感斜を御し、日本武尊の功績を大ニ褒賞ししむ。殊ハ異愛
す。十二年を過す。日本武尊御年二十九歳あり。夏六月
東夷ヲ叛て、邊境騷動し、奏聞ししむ。天皇群卿を召、詔して曰。此頃
東國安らば、暴賊多ク起、蝦夷のや、叛く。屢人民を略す。頻々告來す。誰
人ト遣はし、其亂を平んや。各異見し、申す。詔ししむ。群臣其遣はし
べし。誰ト遣はし、其知む。奉る。答奉る者、しむ。日本武尊奏言。臣ハ
先ハ西征し、勞れ。是ハ此の役ハ、誰彼と云ふや。先大碓皇子を、其事ハ
當らば、申す。大碓皇子ハ之を聽く。愕然恐怖、逃亡し、草萊の中

潛隱かくせなりけり。天皇人みかどひとを遣やり召来めいらいしけり。責せめむ曰いは汝なん往むかふと欲ほむ。豈あま強しく遣やり
 也。然しかん其その對たいもせむ。恐おそ怖おそ周章しゅうしやう。曰いは賊あつ對たいするもつらむ。豫よ懼おそむこと
 甚たらう。流魂りゅうこんふとけり。汝なん速すみに封地ほうちを行いく。美濃國みのくにに放遣はなつするひけり。是
 身み毛津君けつぎみ守君しゅぎみ二族にそくの始祖しそなり。是こ於こに日本武尊やまとみこと雄略ゆうりやく曰いは熊襲くまざり既すでに平ひらむ
 いまぞ幾年いくとしとも経へむ。東夷ひがしやまとすも叛かく。何なにの日ひ天下あめつち大平おほひら小建こたてき臣おみ勞らう言ことと
 雖い一身ひとみも擲なす其その乱らんを平ひらむ。奏そうすもひけれ。天皇てんかう素もとより此王このみを除のぞく。よ
 遣やり東國あづまくにの乱らんを平定へいぢやうしめけり。豫よ懼おそむこと。慮おぼすこと。此御言このみことを
 聽きし。大子おほこ權喜ごんぎたもひけり。

日本國開闢由來記卷四

